

○横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程

平成11年3月24日

最近改正 令和6年4月1日

交通局達第6号

横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程

交通局請負工事検査事務取扱規程（昭和55年7月交通局達第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 横浜市交通局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事担当部 技術管理部及び工務部をいう。

(2) 工事担当部長 工事担当部の長をいう。

(3) 検査員 横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）第103条の5において準用する契約規則第56条第1項の規定による検査職員等及び次条第3号の中間技術検査を行う者をいう。

(4) 監督員 契約規程第2条において準用する契約規則第55条第1項の規定による監督職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、契約規程第2条において準用する契約規則の例による。

3 この規程における書面には、その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。

（検査の種類）

第3条 検査員が行う検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 契約規程第2条において準用する契約規則第74条第2項及び第7項並びに第76条において準用する契約規則第74条第2項及び第7項（契約規則第103条の6第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形部分検査 契約規程第2条において準用する契約規則第79条第4項及び第82条第2項（契約規則第103条の6第1項

- においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める工事の出来形部分を確認するための検査
- (3) 中間技術検査 工事の主要な部分について、施工状況が適正であるかを確認するための検査

(検査員)

- 第4条 検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。
- 2 検査主幹は、工事担当部長をもって充て、交通事業管理者(以下「管理者」という。)の命を受けて検査事務の総括を行う。
- 3 技術検査員は、検査主幹が任命する技術職の職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

(検査員の任命)

- 第5条 総括監督員(横浜市交通局請負工事監督事務取扱規程(平成11年3月交通局達第4号。)(以下「監督事務取扱規程」という。))第3条第2項の総括監督員をいう。以下同じ。)は、請負人から工事完成届(契約規程第2条において準用する契約規則第76条の指定部分に係る工事完成届を含む。)又は出来形部分検査申請書(以下「完成届等」という。)の提出があったときは、速やかに、内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。ただし、総括監督員は、工事の完成等の時期が明確になった場合、請負人から完成届等が提出される前に、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付することができる。
- 2 工事担当部長は、管理者が中間技術検査の対象となる工事を指定した時は当該工事の総括監督員に対し、検査の依頼に係る書面を作成させ、これを検査主幹に送付させなければならない。
- 3 前2項のいずれかの規定にかかわらず、工事担当部長は、工事担当部以外の部の長に検査事務を依頼する必要があると認めるときは、総括監督員に対し、前2項の規定により総括監督員が作成した検査の依頼に係る書面を当該部の長に送付させることにより、検査事務の依頼を行うことができる。
- 4 検査主幹(工事担当部以外の部にあっては部等の長。)は、前3項のいずれかの規定による送付を受けたときは、速やかに、当該工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、当該工事を担当する係以外の係に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 6 第4項の規定による技術検査員の任命は、書面により行う。こ

れを変更する場合も、同様とする。

- 7 第4項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該工事の検査の日時を決定し、担当監督員（監督事務取扱規程第3条第4項の担当監督員をいう。）を通じてその旨を請負人に通知しなければならない。

（検査の実施）

第6条 検査は、監督員及び請負人の立会のもとで行うものとする。

- 2 検査は、別に定める検査実施細目に従い、綿密かつ公平に行わなければならない。
- 3 技術検査員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

（検査の中止等）

第7条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに、検査主幹に報告しなければならない。

- (1) 請負人又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

（検査の結果の処理）

第8条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

- 2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該工事目的物を検査することができる。
- 3 検査主幹は、前項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。
- 4 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、第2項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監督員に通知する。

（工事成績の評定）

第9条 技術検査員及び監督員は、それぞれ、完成検査終了後、直ちに、別に定める評定基準により、厳正に当該工事の成績の評定を行い、書面をもって、その結果を検査主幹に報告しなければならない。

らない。

( 検査結果等の通知 )

第10条 検査主幹は、第8条第4項の通知を行ったとき、又は前条の報告があったときは、速やかに、書面をもって、当該検査の結果及び前条の評定の結果を請負人に通知しなければならない。

( この規程の適用等 )

第11条 管理者が、あらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認められた工事の検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

2 経営管理部、総務部、安全管理部、高速鉄道本部及び自動車本部において工事を担当する場合においては、この規程の全部又は一部を準用し検査事務を取り扱うことができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この達は、平成11年4月1日から施行する。

( 経過処置 )

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 ( 平成14年4月交通局達第12号 )

( 施行期日 )

1 この達は、平成14年5月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 ( 平成16年9月交通局達第14号 )

( 施行日 )

1 この達は、平成16年10月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この達の施行の際この達による改正前の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月交通局達第 15 号）

（施行日）

- 1 この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際この達による改正前の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の交通局請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 9 月交通局達第 20 号）

この達は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月交通局達第 3 号）

この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月交通局達第 6 号）

（施行日）

この達は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月交通局達第 9 号）

（施行期日）

- 1 この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達による改正後の横浜市交通局請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月交通局達第 10 号）

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月交通局達第 2 号）

この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月交通局達第 13 号）

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月交通局達第 10 号）

この達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月交通局達第 6 号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。